四五　生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示　三一　特8　四九

四六　生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示　三一　特8　四九

四七　租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続の一部を改正する告示　三一　特8　四九

四八　中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項の一部を改正する告示　三一　特8　四九

四九　租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の三第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示　三一　特8　五〇

○経済産業省、国土交通省

一　鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示　三一　71　九三

二　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示　三一　71　九七

三　消費税法施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法を廃止する告示　三一　特8　五〇

○経済産業省、環境省

二　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法　三　42　七二

三　調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件　三　42　七三

四　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三一　71　八〇

○国土交通省

一五八　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　三　五

一五九　指定試験機関の住所及び特定試験事務を行う事務所の所在地の変更に関する公示　三　42　七四

一六〇　登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示　五　44　一九

一六一　建築基準法第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件　五　44　二四

一六二　都市計画に関する件　六　五

一六三　水先人に免許を与えた件　七　七

一六四―一七二　砂防法第二条の土地を指定する件　七　46　三〇三

一七三　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件　一〇　五

一七四―一七六　砂防法第二条の土地を指定する件　一二　七

一七七―一七八　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一二　八

一七九　登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件　一四　三

一八〇　登録講習機関の廃止の届出があった件　一四　四

一八一　砂防法第二条の土地を指定する件　一四　四

一八二　松山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一四　51　九七

一八三　大分空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一四　51　九七

一八四　宮崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一四　51　九七

一八五　鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一四　51　九八

一八六　那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一四　51　九八

一八七　都市計画に関する件　一四　51　九九

一八八　運輸審議会から答申があった件　一八　七

一八九　都市計画に関する件　一九　四

一九〇　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一九　四

一九一　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示　一九　55　三三

一九二　航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示　一九　55　三四

一九三　標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示　一九　55　三四

一九四―一九六　高速自動車国道に関する件　二一　六

一九七―一九八　都市計画に関する件　二一　七

一九九―二〇一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二一　七

二〇二―二〇三　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二四　60　七四

二〇四　測量法第五十条第一号から第五号までに掲げる者及び同法第五十一条第一号から第四号までに掲げる者のそれぞれと同等以上の知識及び技能を有する者等を定める件　二五　62　三七

二〇五　昭和五十九年建設省告示第九百六十九号の一部を改正する件　二五　62　三九

二〇六　航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示　二五　62　三九

二〇七　特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件　二六　五